

(名称)

第1条 この会は、アコーディア・プライム（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この規約は、株式会社アコーディア・ゴルフ（以下「会社」という。）が運営するゴルフ場のうち、本会の対象として指定するゴルフ場（以下「対象ゴルフ場」という。）の年度会員について、会員制度の管理・運用に関する事項及び本会員が遵守すべき事項について定めることを目的とすると共に、本会員の健康増進及び対象ゴルフ場の健全で安定した運営を図ることを目的とする。

(運営・管理)

第3条 本会の運営及び管理は、会社が行う。また、本会の事務局は、対象ゴルフ場のクラブハウス内に置く。

(会員・会員資格)

第4条

- 1.本会員は、年度会員とし、資格有効期間は、第6条1項で定める入会日より翌年の入会月末日までとする。
- 2.本会員は、ACCORDIA GOLF ポイントカードの資格を所得していること。
- 3.本会員は、有効期間が重複した複数の会員資格を持つことはできない。
- 4.本会員の資格及び次条に定める特典等は、貸与・譲渡・相続することはできない。
- 5.対象ゴルフ場の利用約款に抵触する者は、本会員になることはできない。

(会員の権利)

第5条

- 1.本会員は、次の権利を有する。
 - (1) 会社の指定した日に対象ゴルフ場でプレーすることにより、別途会社が定めた来場特典を受けることができる。
 - (2) その他、入会特典または来場回数に応じた特典など、別途会社が定めた特典を受けることができる。
 - (3) 資格有効期間の満了月を「更新月」とし、所定の更新手続きを行うことで翌年度の会員資格を継続することができる。
- 2.第1項の定めにかかわらず、対象ゴルフ場の正会員の資格または他の平日年度会員の資格を有する者は、当該ゴルフ場でのプレーにおいて本会員の権利を受けることができず、かつ、第1項第2号に基づき交付された割引券等の特典を使用することはできない。
- 3.プレー無料券など、会社が本会員特典とは別に指定した優待の適用を受ける場合は、本会

員の権利を受けることができず、かつ、第1項第2号により交付された割引券等の特典と併用することはできない。

4.本会員は、ゴルフ場の正会員と同様の権利（優先的予約権など）は有しない。

（入会・届出）

第6条

1.本会に入会しようとする者は、本会の規約及び募集要項を承認のうえ、年会費の支払手続きを含めた所定の入会手続きを行い、会社の入会承認を得たことにより会員資格を取得する。なお、会員資格を取得した日をもって本会の入会日とする。

2.会社が入会を承認しない場合、会社はその理由を通知する義務を負わない。

3.第1項の規定により納入された年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

4.本会に対する届出事項に変更が生じたときは、速やかに会社所定の書式により、その旨届出なければならない。

（会員資格の停止または除名）

第7条 本会員が次の各号のひとつに該当したときは、会社は当該本会員の会員資格を停止し、または除名することができる。

(1) 本会または会社の名誉を毀損し、または秩序、エチケットを乱す行為のあったとき

(2) 本規約及び対象ゴルフ場の利用約款に違反したとき

(3) 方法の如何を問わず、本会員以外の者に本会員として対象ゴルフ場でプレーさせたとき

(4) 暴力団その他の反社会的団体の構成員、準構成員またはこれら団体と密接な関係を有すると認められたとき

(5) その他、会員資格の停止または除名処分が適当と会社が判断する行為があったとき

（会員契約の終了）

第8条 次の各号のひとつに定める事由が生じたとき、会員契約は終了する。

(1) 会員資格の有効期間が満了したとき

(2) 本会員が会社に対し退会の意思表示を行なったとき

(3) 本会員が死亡または除名されたとき

(4) やむを得ない事情により、会社がゴルフ場施設を廃止、譲渡等したとき

(5) 本会員が本会への入会の申込みに際して虚偽の事実を申告し、または不正な手段で入会したことが判明したとき

（プレーの予約）

第9条 プレーの予約は、対象ゴルフ場への直接の電話・フロントでの受付、または会社の

ホームページから予約するものとする。その他の予約方法（他社インターネットサービス等）からプレーした場合、18ホール以下のプレーの場合、また、会社が発行している割引券等を使用しプレー料金を変更された場合は、本会員の権利を受けることはできず、かつ、第5条第1項第2号により交付された割引券等の特典を使用することはできない。

（プレーのキャンセル）

第10条 本会員がプレーの予約をした対象ゴルフ場のキャンセル規約に基づくものとする。

（個人情報の取扱い）

第11条 本会員の個人情報は、会社のプライバシーポリシーに基づき取扱う。

（その他の定め及び規約の改定）

第12条

- 1.その他、この規約に定めのない事項は、事務局において別途定め告知する。
- 2.会社は、本会員に対し事前の了解を得ることなく、この規約の全部または一部を変更できるものとする。

附則

1. この規約は、2022年6月1日から施行する。
2. 2023年4月1日、第4条（会員・会員資格）の変更。